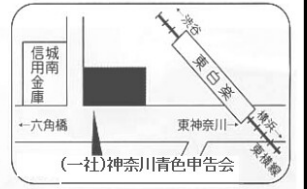


青色かながわ

発行所
一般社団法人神奈川青色申告会
横浜市神奈川区西神奈川
2-9-111 北'112F
TEL 045-433-5221
FAX 045-433-8403
E-mail aoiro-k@sirius.ocn.ne.jp



青色申告会 が個人事業主を **全力** でサポートします！

お気軽にご相談ください！

- ✓ こんど開業するんだけど？
- ✓ 家賃収入はどうしたらいいの？
- ✓ 青色申告をするには？
- ✓ 会計ソフトの記帳の仕方は？
- ✓ 記帳？申告？どこに相談したらいいの？



入会者をご紹介ください！

ご近所、お知り合いの方、最近開業した方等、申告・記帳でお悩みの方がおりましたら是非ご紹介いただけるようお願い致します。

紹介者にはQUOカード1,000円プレゼント!! (短期で退会される会員は除く)

皆様のお悩み事を幅広くサポートします！

記帳・決算支援

- 開業時はもちろん、毎日の帳簿のつけ方や正しい決算の仕方まで、全力でサポートいたします。
- 源泉徴収や年末調整、パソコン会計もしっかりフォローいたします。

会員福利厚生

- 小規模企業共済制度など、事業主や従業員のための、国の退職金制度を取り扱っています。
- 割安な共済制度や各種保険のご案内をしています。
- 旅行やレクリエーションを開催しています。

e-Tax送信サポート

- 青色申告会は、e-Tax(国税電子申告・納税システム)を推進しています！

研修会・説明会

- 複式簿記、税に関する研修会や説明会を開催しています。

税制改正運動

- 国税や地方税制について、個人事業者の立場から要望しています。

法律相談・税務相談

- 複雑な税務相談、法律上の問題点について専門家による相談を受けられます。

国の記帳指導

- 国が納税者向けに実施をする記帳指導業務を受託しています。青色申告会の記帳指導実績と信頼の証明です。

融資制度の紹介

- 日本政策金融公庫等、低金利でお得な融資制度を紹介いたします。



消費税率10%への引上げと同時に軽減税率制度が実施されます！ 平成31年10月から(2019年)

- ①標準税率は10%、軽減税率は8%
- ②軽減税率の対象品目は
 - 酒類・外食を除く飲食料品
 - 週2回以上発行される新聞
(定期購読契約に基づくもの)
- ③仕入税額控除を受けるには
区分経理*に対応した帳簿と請求書等(区分記載請求書等)の保存が必要です。
*区分経理とは税率ごと(8%と10%)に区分して請求書等の発行や記帳を行うことです。

配偶者控除・配偶者特別控除の見直しについて

平成29年度税制改正により、配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額等が改正されました。

この改正は、平成30年分以後の所得税について適用されます。

改正のポイントは2つです。

- 控除額38万円の対象となる配偶者の合計所得金額の上限が38万円から85万円に引き上げられます。
 ※配偶者特別控除が拡大され、妻のパート年収が103万円超150万円以下（合計所得金額38万円超85万円以下）なら、夫は配偶者特別控除として38万円の所得控除が受けられるようになります。（合計所得金額900万円以下の場合）
- 納税者本人の所得によって配偶者控除額、配偶者特別控除額が逡減・消失します。
 ※配偶者特別控除の対象となる妻のパート年収の上限は引き上げられますが、控除額は適用される納税者本人つまり、夫の所得によって逡減・消失します。

《配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額》

		納税者本人（夫）の合計所得金額 (給与所得だけの場合の給与所得者の給与等の収入金額)			【参考】 配偶者の収入が給与所得だけの場合の配偶者の給与等の収入金額
		900万円以下 (1,120万円以下)	900万円超 950万円以下 (1,120万円超 1,170万円以下)	950万円超 1,000万円以下 (1,170万円超 1,220万円以下)	
配偶者控除	配偶者の合計所得金額 38万円以下	38万円	26万円	13万円	1,030,000円以下
	老人控除対象配偶者	48万円	32万円	16万円	
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額 38万円超 85万円以下	38万円	26万円	13万円	1,030,000円超 1,500,000円以下
	85万円超 90万円以下	36万円	24万円	12万円	1,500,000円超 1,550,000円以下
	90万円超 95万円以下	31万円	21万円	11万円	1,550,000円超 1,600,000円以下
	95万円超 100万円以下	26万円	18万円	9万円	1,600,000円超 1,667,999円以下
	100万円超 105万円以下	21万円	14万円	7万円	1,667,999円超 1,751,999円以下
	105万円超 110万円以下	16万円	11万円	6万円	1,751,999円超 1,831,999円以下
	110万円超 115万円以下	11万円	8万円	4万円	1,831,999円超 1,903,999円以下
	115万円超 120万円以下	6万円	4万円	2万円	1,903,999円超 1,971,999円以下
	120万円超 123万円以下	3万円	2万円	1万円	1,971,999円超 2,015,999円以下
123万円超	0円	0円	0円	2,015,999円超	

【表】のように、

納税者本人（夫）の合計所得金額が900万円以下の場合は38～3万円

納税者本人（夫）の合計所得金額が900万円超950万円以下の場合は26～2万円

納税者本人（夫）の合計所得金額が950万円超1,000万円以下の場合は13～1万円

というように、配偶者控除、配偶者特別控除の控除額は妻のパート年収だけでなく、夫の合計所得金額も加味され決定します。また、夫の合計所得金額が1,000万円を超えると妻に収入があってもなくても、配偶者控除、配偶者特別控除は受けることができません。

神奈川県税務署からのお役立ち情報！(vol.17)

消費税の軽減税率制度のスタートまで、1年となりました。
皆さん、準備はよろしいですか？



税子先生

来年の10月から消費税率が10%になりますね。

はい。知ってます。

でも、飲食料品や新聞は8%のままですよ。



軽子ちゃん



税子先生

そうですね。飲食料品でも、お酒や外食は10%になります。
新聞も週2回以上発行される定期購読契約をしている場合は
8%だけど、それ以外は10%になりますよ。

食品を店内で食べるか、持ち帰るか選べる場合は、同じ商品でも消費税率が8%になったり、10%になったりするって聞きました。買う人がレジで意思表示するんですよ。



軽子ちゃん



税子先生

そうですね。消費税率が8%の飲食料品を買った時にもらうレシートも変わりますよ。8%の税率対象商品であることや、8%・10%の税率ごとに合計した税込み価格も記載されるようになります。

レシートが変わるなんて、レジを取り替える必要がある飲食料品店の経営者は大変ね。



軽子ちゃん



税子先生

レジを交換する必要がある場合は、「軽減税率対策補助金」という制度もあるので是非利用して欲しいですね。レジだけでなく、帳簿に仕入れや経費の記載をする際も消費税率が8%であることがわかるようにする必要がありますので、準備が必要です。

平成30年10月12日10:00~青色申告会事務局で、
消費税軽減税率制度説明会(青色申告会・税務署共催)を開催します。
詳細は同封のチラシを見てくださいね。是非お越しください。



事務局長

港北出張所開設日 (月曜日開設)

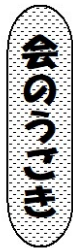
- 電話番号 070-5593-2028 (PHS)
(開設日以外はつながりません)
- 受付時間 10時~11時・13時~14時
- 開設日
10月 1日(月)・15日(月)・22日(月)
29日(月)
11月 5日(月)・12日(月)・19日(月)
26日(月)

弁護士・税理士による 無料法律・税務相談会

(毎月第1火曜日)

- 開催日程 10月 2日(火)
11月 6日(火)
- 会場 事務局 3F (東白楽)
- 時間 PM1:00~PM3:00迄
- 電話番号 433-5221 (予約制)

相談時間は、お一人様30分の予約制となっております。事前にお電話いただきますようお願い致します。




30日	2・3・6・21・22・27日	26日	24日	20日	13日~16日	10日	7日	6日	3日	8月1日
東京地区連女性部代表者研究会	受託事業記帳説明会	会長・副会長会議	職員研修会	職員研修会	夏季休暇	青年部役員会	無料法律・税務相談会	会長・副会長会議	東京地区青年部サマーセミナー	青色全体役員会

第49回 青色学校が開催されました!



本年も当会事務局において第49回青色学校が開催されました。7月11日から20日までの全4回の日程で行われ、午前・午後コースに分かれ計17名が受講いたしました。講師は東京地方税理士会神奈川支部より土屋雅資先生をお迎えし、複式簿記の初歩、記帳の基本から決算までを学習いたしました。青色学校で勉強したことは、今後のご自身の事業の記帳に活かせることと思います。毎年恒例で行われております青色学校、来年は大勢の方のご参加をお待ちしております。

会員親睦日帰りバス研修旅行紀

絶景！伊豆の国パノラマパーク「富士見テラス」と 葡萄畑に囲まれた「中伊豆ワイナリー」での「昼食



連日の猛暑の中、7月24日(火)日帰りバス研修旅行に行っていました。新横浜駅前に集合、予定時間より早く出発することが出来ました。

私たち一行は、まず今回の旅行のメインであります伊豆の国パノラマパーク「富士見テラス」に向けて出発。高速は少々渋滞しましたが、順調に進み車中にて税務研修DVDの説明を受け、いよいよ伊豆の国パノラマパーク「富士見テラス」に到着。

全長約1800m標高452m片道約7分間ロープウェイに乗り展望台へ。富士山、駿河湾が一望できる絶景のスポット。景色以外にも足湯、幸せの鐘、百体地蔵尊、さえずりの丘展望台など見どころ満載の空中公園です。百体地蔵尊でご利益を期待してじっくり参拝。残念ながら富士山は雲に隠れて見えませんでした。足湯に浸かり心身ともにリフレッシュしました。

次の行き先、小高い丘にある「中伊豆ワイナリー」に到着。一面に広がる広大な葡萄畑と白亜が美しいシャトーとの風景に、空の青色が加わった景色は、まるで外国にいるような美しさ、思わず日本であることを忘れてしまう程。景色も昼食もワインの試飲も充分満喫したところで次の行き先、沼津港へ出発です。

新鮮な魚料理が楽しめる飲食店や干物等、海鮮の土産店が多数あります。珍しい深海魚の水族館もあり、テーマパークのような港町。皆さんたくさんの買い物を手にとり、大満足の様子でした。

最後に向かうのは、柿田川湧水。緑にあふれている柿田川公園内に富士山の名水が渾々と湧き出る柿田川。澄み切った湧水に感激しました。湧水豆腐で作ったアイスクリームを食べ、富士山の恵みに触れることができました。

帰路も少し渋滞しましたが、順調に新横浜駅に到着。猛暑を忘れ、楽しいひと時を過ごすことができました。また会員の皆様と親交が深められ、とても有意義な旅となりました。

